

外国・外資系企業等オフィス賃料補助金交付要綱

(平成14年5月10日 局長決定)

(平成30年3月30日改正 局長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市に、外国・外資系企業等が進出する際のオフィス賃料補助を行うことにより、高度な技術力や優れた経営手法を有する外国・外資系企業等の集積を促進し、もって神戸経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とする。

2 この要綱は、外国・外資系企業等オフィス賃料補助事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外国・外資系企業等

ア 外国企業（外国の法令に基づいて設立された法人をいう。以下同じ。）

イ 外資系企業（我が国の法令に基づいて設立された法人であって、外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額の、その発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が3分の1を超えるものをいう。以下同じ。）

ウ 外資系企業に準じる企業（外資系企業により、その発行済株式の総数を保有される企業又は全額出資される企業）

エ 外国の商工会議所・駐日外国公館等、外国・外資系企業等の神戸市への誘致に寄与する外国の機関・団体

(2) オフィス

企業等の事務所又は営業所に使用されるスペースを指し、このスペースを活用して研究所、倉庫、簡易な作業場等に利用する場合も含む。住居、店舗及び宿泊施設を除く。

(3) オフィス賃料

オフィスを賃借する者が、貸主との間で賃貸借契約を締結し、貸主に対して定期的に支払う賃借料をいい、共益費、消費税及び地方消費税相当額は経費に算入しないものとする。

(4) 常用雇用者

第7条により申請するオフィスを主たる勤務地とし、補助金交付の対象となる事業者に直接雇用され、雇用保険の一般被保険者資格を取得している者で、期間の定めなく雇用されており、各事業年度の補助事業が完了した時点において、3か月以上継続して雇用されている者をいう。

(5) 必要雇用者数

賃借延床面積を15で除した数（小数点以下切り上げ）をいう。（ただし、75人を上限とする。）

(6) 神戸国際経済地区

兵庫県が制定した産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「県条例」という。）に規定する国際経済地区のうち神戸市域の地区

(補助金の交付対象)

第3条 市長は、県条例に規定する国際経済交流事業の確認又は神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（以下「市条例」という。）に規定する特定事業計画、中核事業計画、特例中核事業計画もしくは国際経済事業計画の認定又は特定事業もしくは国

際経済事業に相当する事業の計画の確認を受けた外国・外資系企業等（以下「補助事業者」という。）が神戸市内のオフィスビル等に入居する際、賃料の一部を補助することができる。

- 2 賃借して入居する事業者及びその事業者と密接な関係を有する事業者が、一つの業務施設において一体的に業務を行う場合、共同して対象事業者となることができる。その場合、延床面積、常用雇用者は合計して取り扱うものとする。
- 3 補助を受けようとする事業者が、入居の準備として、一時的に神戸市内に設立又は移転した後、6か月以内に同地区内のオフィスビルに新たな賃貸借契約を行う場合は、補助対象とする。
- 4 第1項から第3項の規定に関わらず、補助事業者は次の各号の全てを満たす事業者とする。
 - (1) 次に掲げる事業の全てに該当しない事業者
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第4項から第11項までに掲げる営業に係るもの
 - イ 宗教活動又は政治活動に関する事業に係るもの
 - (2) 次に掲げる要件の全てを満たす事業者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団でないこと。また同法に基づく暴力団員（以下「暴力団員」）が役員として又は実質的に経営に参与している団体でないこと。
 - イ 暴力団員を、相当の責任の地位ある者として使用し、又は代理人として選任していないこと
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図ったことがないこと。また、役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していないこと。
 - (3) 神戸市指名停止基準要綱第2条第1項に規定する指名停止処分を受けていないこと
 - (4) 市税の滞納処分を受けていない事業者
 - (5) 既に神戸市、兵庫県又は公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金からオフィス賃料補助を受けたことのある事業者

（補助対象経費）

第4条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が支払うオフィス賃料とする。

（補助金額等）

第5条 補助率は、現に支払ったオフィス賃料の4分の1以内（1円未満の端数は切り捨て）とし、平米あたり月額750円、年間100万円を限度に、賃貸借契約書記載の賃貸借期間開始日から36か月を上限に、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、月の途中で入居した場合は翌月の賃料から、36か月に満たず月の途中で退去した場合は前月までを補助対象とする。なお、補助期間内に神戸市内において移転した場合については、通算で36か月を限度として補助する。

2 年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）途中の入居または年度途中で補助期間満了の場合の年間限度額は、前項によって算定される年間補助金額を12で除し、補助対象月数を乗じた数とする。

（補助金額等の特例）

第6条 補助事業者のうち、次の各号の全てを満たす事業者（以下「特例事業者」という。）は前条に定める補助金額に加えて、第2項に規定する補助金額を予算の範囲内で上乗せする。

- (1) 神戸国際経済地区内のオフィスビル等に入居すること
- (2) 特例事業者が賃借する補助事業対象オフィスの延床面積が200平米以上であること
- (3) 特例事業者が直接雇用する常用雇用者が14名以上であること

- 2 上乗せする補助金額は、現に支払ったオフィス賃料の4分の1以内(1円未満の端数は切り捨て)とし、平米月額750円、年間900万円を限度とする。
- 3 実際に雇用した常用雇用者数が必要雇用者数に満たない場合にあっては、上乗せする補助金額は、前項によって算定される年間補助金額に、常用雇用者数を必要雇用者数で除した数を乗じて求める(1円未満の端数は切り捨て)。
- 4 特例事業者は、初年度の補助事業開始日から起算して7年目を迎える日の前の日まで(6年間)、神戸市内で事業を実施しなければならない。
- 5 特例事業者は、賃貸借契約書に記載する契約期間が6年未満である場合、6年以上の長期利用を示した長期利用計画書(様式第2号)を交付申請時に市長に提出しなければならない。
(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、事業年度毎に補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添えて、初回の交付申請時は賃貸借契約日から2週間以内に、それ以降は年度開始日から2週間以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
 - (2) 県条例に規定する国際経済交流事業の確認又は市条例に規定する特定事業計画、中核事業計画、特例中核事業計画もしくは国際経済事業計画の認定又は特定事業もしくは国際経済事業に相当する事業の計画の確認を受けた者であることを証する書類
 - (3) その他必要な書類
- (交付の決定)

第8条 市長は、前条の補助申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請にかかる補助金を交付すべきと認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号-1)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号-2)により申請者に通知するものとする。
(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申請者が前条の規定による通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該期日について別段の定めをすることができる。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容の変更(軽微な変更は除く)を行う場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、補助事業の中止又は廃止を行う場合は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、各事業年度の補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第8号)

に下記の各号の書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の賃料支払いを証明する書類
- (2) その他必要な書類
(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を確認のうえ、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、第8条の交付決定額（第10条の規定により変更された場合にあつては、同条の規定により通知された額をいう。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を各年度の事業完了後2週間以内に市長に提出しなければならない。

（交付の時期等）

第14条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を確認の上、補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（補助期間終了後の状況報告）

第15条 特例事業者は、36か月の補助事業期間終了日の属する年度より、初年度の補助事業開始日から起算して7年目を迎える日の前日（以下「報告最終日」という。）まで、当該事業の状況等について毎年度終了後3か月以内に、事業継続報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。ただし、報告最終日が年度途中の場合は、同日より3か月以内に提出するものとする。

2 第11条に定める実績報告書の最終提出日と前項の事業継続報告書の初回提出日が同時期となる場合は、事業継続報告書を省略することができる。

3 特例事業者は、第1項に規定する報告内容に変更等（軽微な変更は除く）が生じた場合には速やかに、事業継続内容変更報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が以下の各号の一に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の行為により、交付決定を受けたとき
- (2) 第3条及び第6条に定める要件を満たさなくなったとき
- (3) その他、この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者に対してその返還を命ずるものとする。

2 市長は、特例事業者が、第6条に規定する事業実施義務期間未満で事業廃止又は神戸市外へ移転を行う場合において、同条に規定する既に交付された上乗せ部分の補助金の返還を命ずることが

できる。この場合の返還金の額は、72月から補助対象要件を満たしていた月数を減じた月数を72月で除した数に、交付済補助金（同条の上乗せ部分に限る。）を乗じたものとする。

（加算金及び遅延利息）

第18条 市長は、第16条第1項の規定による取消しに関し、補助事業者に対し補助金の返還を命じたときは、特にやむを得ない事情があると認める場合を除くほか、その命令に係る補助金の受領の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既に納入した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する加算金を本市に納入させなければならない。

2 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納入しなかったときは、特にやむを得ない事情があると認める場合を除くほか、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じて、その未納額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既に納入した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する遅延利息を市に納入させなければならない。

（調査）

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、関係書類の提出を求め調査等を行うことができるほか、補助事業の遂行に関する報告を求めることができる。

2 前項の場合においては、補助事業者は誠意をもってこれに協力するものとする。

（帳簿の備付け）

第20条 補助事業者は、補助事業にかかる支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了または廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、所管局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は平成14年6月1日より適用する。

（本要綱の失効）

第2条 この要綱は平成33年3月31日まで適用する。

2 この要綱により交付の対象となった者については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

（本要綱施行に伴う経過措置）

第3条 改正前の「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」の交付の対象となった者については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。また、旧様式については当面の間使用可能とする。

附 則（平成15年3月31日局長決定）

この要綱は平成15年4月1日より適用する。

附 則（平成17年3月31日局長決定）

この要綱は平成17年4月1日より適用する。

附 則（平成18年12月28日局長決定）

この要綱は平成19年1月1日より適用する。

附 則（平成20年 3月31日局長決定）

この要綱は平成20年 3月31日より施行する。

附 則（平成23年 3月31日局長決定）

この要綱は平成23年 3月31日より施行する。

附 則（平成26年 3月31日副市長決定）

この要綱は平成26年 4月 1日より施行する。

附 則（平成27年 3月31日局長決定）

この要綱は平成27年 4月 1日より施行する。

附 則（平成28年 3月31日局長決定）

この要綱は平成28年 4月 1日より施行する。

附 則（平成29年3月31日局長決定）

この要綱は平成29年 4月 1日より施行する。

附 則（平成30年3月30日局長決定）

この要綱は平成30年 4月 1日より施行する。